

南城市プレミアム付商品券事業実施要綱

1. 目的

消費税・地方消費税率引上げが低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、本実施要綱に定めるところにより低所得者・子育て世帯主向けのプレミアム付商品券（以下「商品券事業」という。）の取扱店舗募集を行うこと。

2. 主催

南城市役所

3. 取扱店舗の募集及び登録

南城市商工会

4. 商品券使用期間

商品券の使用期間は、令和元年10月1日から令和2年3月1日までの間で、該当期間後の商品券は使用できません。

5. 利用対象外商品・サービス

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券、プリペイドカード等換金性の高いもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税、使用料等の公租公課

6. 取扱い店

- (1) 登録資格：南城市内の一般消費者を対象とした店舗で、反社会的勢力との関係をもっていない事業所とする。
- (2) 募集期間：令和元年8月1日から事業期間中は随時受付。
但し、令和元年8月15日までに申請した事業所については、9月上旬に作成する取扱店一覧表へ掲載します。
- (3) 登録申請：①取扱店登録希望者は、この「実施要綱」に同意のうえ、「取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、南城市商工会へ郵送、又は直接提出して下さい。
②市内に複数店舗を持つ事業者については、原則店舗ごとに申請して下さい。

- (4) 登録料：①南城市商工会会員 無料
②南城市商工会加入されない方 30,000 円
- (5) 宣伝広告：商品券利用者が取扱店と一目で分かるよう必ず「取扱店のぼり旗」を掲示すること。
- (6) 提供方法：取扱店は、商品券を利用された場合は、記載されている額面分の商品・サービス等を利用者へ提供する。取扱店は、一度利用された商品券の裏面に利用年月日及び取扱店名を記入する。

7. 換金方法

(1) 換金期間

令和元年 10 月 4 日～ 令和 2 年 3 月 11 日

※期限を過ぎると換金できませんので厳守してください

(2) 受付時間：9：00～17：00

(3) 換金窓口：南城市役所 2 階（201 会議室）

- (4) 換金方法：①利用済み商品券の裏面に店舗名を記入または、押印（店名ゴム印）してください。（※店名の記載のない商品券は、換金できません。）
②換金依頼書は前日までに下記プレミアム付商品券事務局まで FAX で送信して下さい。
③利用済み商品券に所定の「換金依頼書」を添えて換金窓口で枚数及び金額確認を受けたうえ、小切手をお受け取り下さい。

8. 取扱注意事項

- (1) 商品券の利用は、南城市内の登録店舗のみとする。
- (2) 一度利用された商品券の再利用は不可とする。
- (3) 釣り銭は出さないものとする。
- (4) 不正行為の疑いのあるときは、直ちに本会へ報告する。
- (5) 市税を納付していること。
- (6) 商工会費を納付していること。

【取扱店登録申請書送付先の問合せ】

南城市商工会

住所：南城市佐敷字佐敷 43 番地

☎ (098) 947-1283 FAX (098) 947-6559

【商品券換金などの問合せ】

プレミアム付商品券事務局（観光商工課）

住所：南城市佐敷字新里 1870 番地

☎ (098) 917-5387 FAX (098) 917-5424